

令和4年12月20日の判決に係る知事コメント

- 山中湖畔県有地に係る土地賃貸借契約について、富士急行株式会社が県に対し同社が賃借権を有すること、同社が不法行為による損害賠償債務及び不当利得による利得金返還債務を負わないことの確認を求めて提起し、県も同社に損害賠償等を求めて反訴した一連の訴訟は、本日甲府地方裁判所において、同社の請求認容、県の請求棄却とする判決が下されました。
- これまで県が主張してきたことが裁判所に認められなかったことは極めて残念に思います。
- いずれにしろ、県有地に係る一連の議論については、これまで表に出ず、県民の目に触れてこなかった問題が公の場で論じられ、県民の皆様の前に明らかになる契機となったものであると考えております。
- 県有地は県民全体の財産であり、そこから得られる利益は県民に最大限還元されなければならず、知事としてそのためにベストを尽くすのは当然のことであり、引き続き、こうした努力を継続して参りたいと考えております。

- 今回の判決内容については、疑問に思う点もあることから、私としては、なお上級審において更に議論を深めていくことが県民に対する知事としての果たすべき責務であると考え次第であります。
- したがって、関係各所と調整の上、控訴する方向で検討を進めて参りたいと考えております。